発議第4号

後期高齢者の医療費窓口負担の「原則1割」の継続を求める意見書について

後期高齢者の医療費窓口負担の「原則1割」の継続を求める意見書を次のとおり、浜田市議会会議規則第13条第2項の規定により提出する。

令和元年7月4日 提出

福祉環境委員会 委員長 柳 楽 真智子 後期高齢者の医療費窓口負担の「原則1割」の継続を求める意見書

後期高齢者医療(75歳以上)の医療費窓口負担を現行1割から2割にする 負担増が、内閣府の経済財政諮問会議や財務省の財政制度審議会で審議され てきました。このほど厚生労働省の社会保障制度審議会でも議論にのぼり、 日本医師会、全国老人クラブ連合会、全国市長会のメンバーから、反対意見 や慎重意見があいついでいます。

後期高齢者は、戦中・戦後の苦難をくぐり、日本社会の復興、経済発展に寄与してきた世代です。この間毎年、公的年金の受給額が減少するなどの影響もあり、その経済的困難は深刻です。ひとり暮らし高齢者の約半数が生活保護基準を下回る生活をし、高齢世帯の27%が貧困状態にあります。

75歳以上の医療費負担の2割化は、医療機関へのアクセスを阻害し、高齢者の命を脅かす制度見直しになりかねません。

そのため、国においては、75歳以上の後期高齢者医療費窓口負担は、原則 1割を継続するよう、要望するものです。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和元年7月4日

浜 田 市 議 会

発議第5号

主要農作物種子法の復活等をもとめる意見書について

主要農作物種子法の復活等をもとめる意見書を次のとおり、浜田市議会会議規則第13条第2項の規定により提出する。

令和元年7月4日 提出

産業建設委員会 委員長 岡 本 正 友

主要農作物種子法の復活等をもとめる意見書

平成30年3月末をもって主要農作物種子法(種子法)が廃止された。

種子法は、国や都道府県の種子に対する公的役割を明確にした世界に誇るべきものであり、同法のもとで、米・麦・大豆の原種・原原種の生産、優良品種(奨励品種)指定のための検査などを義務付けることにより、都道府県と農業協同組合が協力し、地域にあった優良銘柄を多く開発し、安価に販売するなど、農民の生産・販売活動に大きな役割を果たしてきた。

また、種子法の廃止で、地域の共有財産である「種子」を民間企業に委ねた場合、改良された新品種に特許がかけられ、農家は特許料を払わなければ種子が使えなくなることが強く懸念されている。

種子法の廃止に対し「なぜ廃止するのかわからない」、「地域に適した品種の維持は行政の管理が不可欠」との声が上がり、新潟・埼玉・兵庫の3県で条例を制定、北海道・宮城・岩手・群馬・長野・愛知・滋賀などで要領・要綱で対応するなど、全ての都道府県で、従来通り種子事業を続ける方針である。

この間築き上げてきた試験場等の取組が後退することがないよう、廃止された主要農作物種子法の復活等を求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和元年7月4日

浜 田 市 議 会

発議第6号

主要農作物の種子生産に係る県条例の制定をもとめる意見書について

主要農作物の種子生産に係る県条例の制定をもとめる意見書を次のとおり、浜田市議会会議規則第13条第2項の規定により提出する。

令和元年7月4日 提出

産業建設委員会 委員長 岡 本 正 友 主要農作物の種子生産に係る県条例の制定をもとめる意見書

平成30年3月末をもって主要農作物種子法(以下、「種子法」という)が廃止された。種子法は、国や都道府県の種子に対する公的役割を明確にした世界に誇るべきものである。

島根県はこれまで種子法に基づき米・麦・大豆の原種・原原種の生産、優良品種(奨励品種)指定のための検査などを義務付けることにより、地域にあった優良銘柄を開発し、安価に販売するなど、農民の生産・販売活動に大きな役割を果たし、地域農業の振興に大きな貢献をしてきた。

種子法の廃止で、地域の共有財産である「種子」を民間企業に委ねた場合、 改良された新品種に特許がかけられ、農家は特許料を払わなければ種子が使 えなくなる例が諸外国で発生している。本県の主力農産物である米について も、種もみの価格上昇や品質低下を招くのではないかとの懸念が現場に広が っている。

よって、県におかれては、今後も県行政が種子生産に中心的な役割を果たし、これまで通りの行政対応を継続することに必要な予算及び関係部署の人員体制を恒久的に措置する観点から、主要作物の種子生産に係る条例を制定されるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和元年7月4日

浜 田 市 議 会